



## 公益法人として新たなスタート

社団法人宮古法人会は、昭和23年宮古法人協会としてスタート。昭和58年4月に社団化に移行、今年4月に社団化30周年を迎えました。その節目の年に、公益法人制度改革に伴い、4月1日付けをもって公益社団法人宮古法人会として新たにスタートすることになりました。その記念イベントとして講演会とハーモニカコンサートが開催され、会員及び市民約100名の方がその優しい音色に耳を傾けました。

contents

### 目次

宮古法人会通常総会	2～3
震災復興支援コンサート	4
法人会活動フォト	5
税務署からのお知らせ	6～7
トピックス	8～9

みやこ 企業の繁栄と社会の貢献法人会

法人会のキャッチフレーズ

法人会は  
よき経営者を目指すもの団体として  
会員の積極的な自己啓蒙を  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

法人会の基本的指針

# 公益社団法人移行後初の通常総会開催



総会の冒頭挨拶する寺崎勉会長



祝辞を述べる工藤繁昭宮古税務署長

6月12日(水)、浄土ヶ浜パークホテルに於いて公益社団法人宮古法人会「第1回通常総会」が開催された。総会には、宮古税務署 工藤繁昭署長、岩手県沿岸広域振興局 畑中正則県税室長を始め、友誼団体等から多くの来賓の参加のもと実施された。報告及び提案された議案は次の通り。報告事項第1. 平成24年度事業報告の件、報告事項第2. 平成25年度事業計画報告の件、報告事項第3. 平成25年度収支予算報告の件、報告事項第4. 公益社団法人宮古法人会設置並びに社団法人宮古法人会解散登記の件、第1号議案 平成24年度収支決算承認の件、第2号議案 役員改選の件、第3号議案 総会運営規則(案)承認の件で全ての議案が満場一致で承認された。

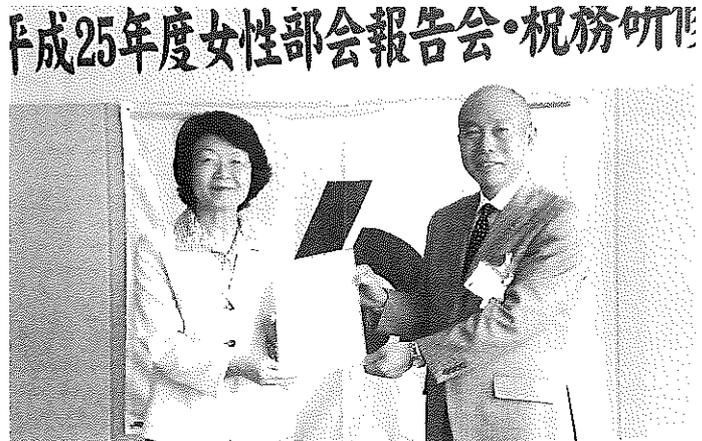
続いて、優良経理担当者として宮古ヤクルト販売株式会社 前川裕子氏、宮古漁業協同組合 山崎功才氏、同じく熊谷玉江氏、株式会社イブキ産業 森山千鶴子氏、重茂漁業協同組合 佐々木健二氏、沢与建設株式会社 佐藤恭子氏、株式会社キクチ工務店 中坪晶氏、株式会社菊地建設 千鳥洋子氏の8の方が表彰された。

## 任期満了に伴う役員改選…新体制スタート

総会の休憩中に開かれた臨時理事会の結果、寺崎勉氏が会長に選任(再任)され、副会長に花坂康太郎氏(再任)、伊藤敏氏(再任)、阿部幸栄氏(山田支部長 再任)、田鎖政夫氏(岩泉支部長 新任)、畠山俊信氏(田野畑支部長 再任)が選任された。また、青年部会、女性部会役員も任期満了に伴う改選が行われ、青年部長に南洋建材(株)の坂本和氏、女性部会長に(株)坂庄の坂下道子氏が選任され、部会報告会において寺崎会長から委嘱状がそれぞれ手渡された。



新青年部会長 坂本和 氏



新女性部会長 坂下道子 氏

# 田野畑村に200万円寄付

宮古市、山田町に続き、今後、岩泉町にも寄付予定

6月12日、宮古市内のホテルで開かれた宮古法人会総会の席上、東日本大震災で被災した中小企業の事業再建に役立ててほしいと、大同生命保険とAIU損害保険の両社は、田野畑村に200万円を寄付した。これは、法人会福利厚生制度の受託会社両社が法人会から大型保障制度保険未加入企業及び追加加入企業の紹介により、成約した都度「会員企業の皆様の紹介が社会貢献につながる」というコンセプトに基づき、両保険会社が収益の一部で社会貢献を支援しているものである。東日本大震災を機に、この資金を被災県である岩手県、宮城県、福島県の自治体に寄付をしており既にその寄付額は、被災3県で1千2百万円に達している。岩手県においては、宮古市、山田町、大槌町へ同額の寄付を行っており、岩泉町にも、同寄付金を予定している。田野畑村の工藤正勝副村長は「村内30事業所が被災し、仮店舗の営業も続いている。有効に活用したい」と感謝の言葉を述べた。



(写真左より) 大同生命保険株式会社東北支社長 山田省二氏、宮古法人会会長 寺崎勉氏、田野畑村副村長 工藤正勝氏、宮古法人会田野畑支部長 畠山俊信氏、AIU損害保険株式会社盛岡支店長 組元優史氏)

## 通常総会記念講演会・コンサート

総会終了後、宮古法人会社団化30周年・公益法人移行記念講演会・記念コンサートが行われた。講演会は、講師として「みのもんたの朝ズバ!」などでおなじみの、TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長の杉尾秀哉氏により「2013年政治と経済の展望～報道から見た日本の姿～」と題して、報道の現場から見た日本の姿、今後の日本経済の行方をユーモアを混ぜながらわかりやすくタイムリーな講演をいただきました。続いてクロマティックハーモニカ&フルート奏者 山下 侖さんによるコンサートが行われ、総会、政治経済という硬い話題から一転、参加者の心を和ませる演奏をしていただきました。杉尾氏、山下さんはその後の交流会にも参加していただきました。

宮古法人会社団化30周年・公益法人移行記念講演会・記念コンサート

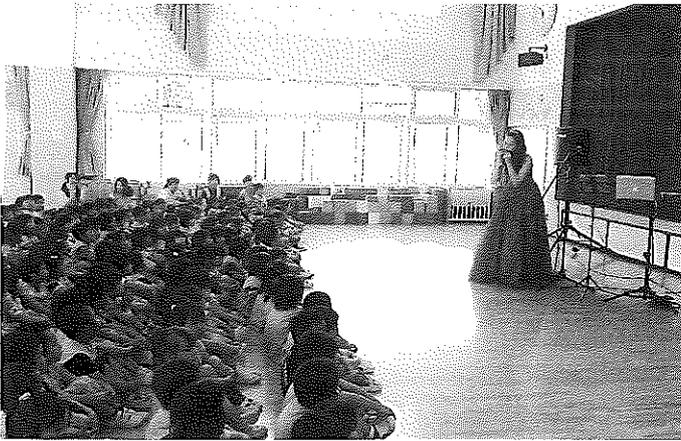


講師 TBS報道局解説専門記者室長 杉尾 秀哉 氏

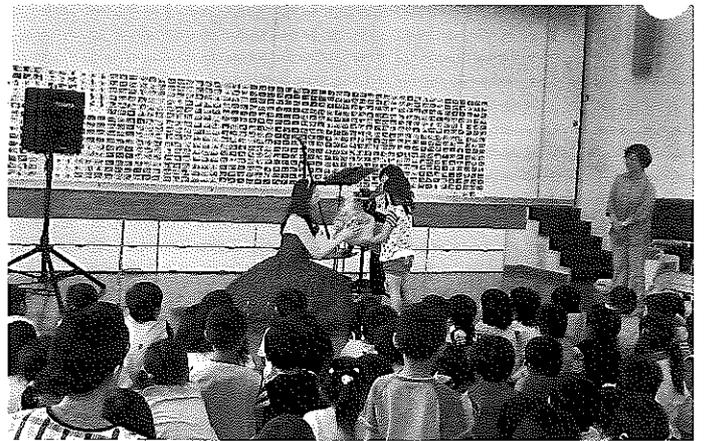


## 震災復興支援コンサート

6月13日(金) 山下 伶さんは、被災地の子供たちを元気づけるため、宮古市の泉幼稚園とそけい幼稚園においてのクロマティックハーモニカ&フルートのコンサートを開きました。園児たちはハーモニカの演奏にあわせ、「となりのトトロ」「ドレミのうた」「アンパンマンマーチ」などを大きな声で歌いました。  
(宮古法人会主催、宮古ヤクルト販売㈱後援)



泉幼稚園(宮古市)



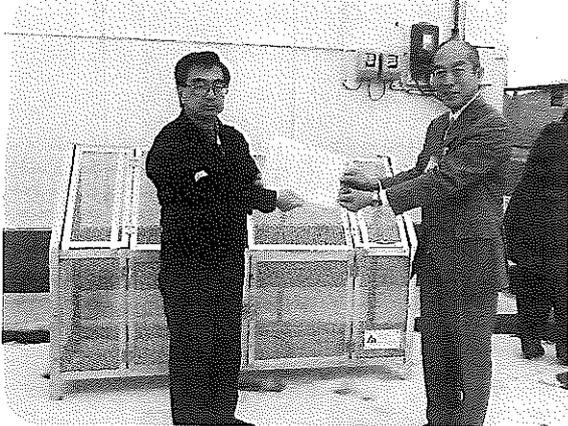
そけい幼稚園(宮古市)

## 第1回定例理事会・福利厚生制度連絡協議会

5月30日(木) 宮古ホテル沢田屋において宮古法人会平成25年度第1回理事会が開催された。理事会では、通常総会提出議案が審議された。福利厚生制度連絡協議会が行われ、法人会福利厚生制度の受託会社3社の担当者による説明会が行われた。



# 法人会活動フォト



社会貢献活動として宮古市の町内会等 15 団体に  
ゴミステーション寄贈。



女性部会報告会で税に関する講話をいただきました  
(宮古税務署 田口統括国税調査官)。



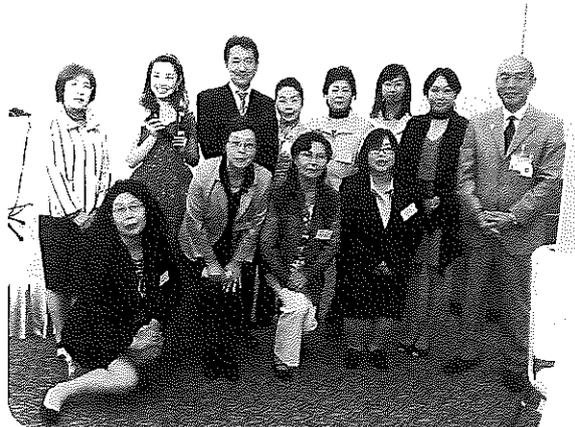
全国女性フォーラム愛知大会  
部会長以下 5 名参加 (4 月)。



愛知大会会場には絵はがきコンクールの  
優秀作品も展示されました。



じぇじぇじぇ! まめぶも美味!  
女性部会久慈大会に 14 名参加。



杉尾氏、山下さんには講演終了後の交流会にも  
参加していただきました。

## 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

- ▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

### 平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

#### ◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

#### ◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

#### ◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

### 記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

# 青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

## 青色申告の主な特典

### ◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

### ◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

### ◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

## 青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

# 事業承継税制が使いやすくなります！

平成25年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります！

## 事業承継税制とは？

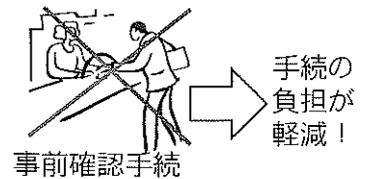
中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続：80%分、贈与：100%分）制度です。

## <税制改正のポイント>

### (1) 事前確認の廃止 ～手続の簡素化～

**現在** 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

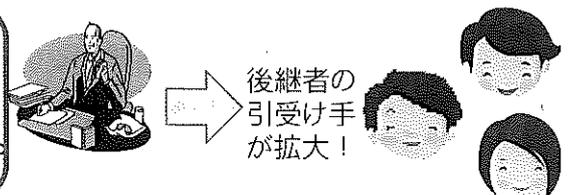
⇒ **平成25年4月～** 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。



### (2) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に～

**現在** 後継者は、現経営者の親族に限定。

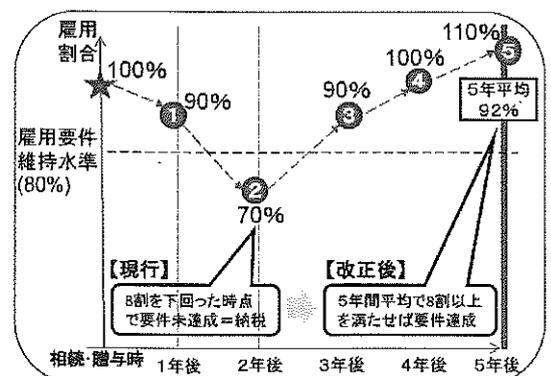
⇒ **平成27年1月～** 親族外承継を対象化。



### (3) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮～

**現在** 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

⇒ **平成27年1月～** 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。



※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

## (4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

### ～利子税負担を軽減

**現在** 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、  
納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

⇒ **平成27年1月～** 利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。  
**平成27年1月～** 承継5年超で、5年間の利子税を免除。

### ～事業の再出発に配慮

**現在** 相続・贈与から5年後以降は、後継者の  
死亡又は会社倒産により納税免除。

⇒ **平成27年1月～** 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協  
議会での事業再生の際にも、納税猶予額を  
再計算し、一部免除。

## (5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

**現在** 現経営者は、贈与時に役員を退任。

⇒ **平成27年1月～** 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。  
(有給役員として残留可)

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

## (6) 債務控除方式の変更

### ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

**現在** 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を  
株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。

⇒ **平成27年1月～** 現経営者の個人債務・葬式費用を  
株式以外の相続財産から控除。

### <事業承継税制のお問い合わせ先>

部局名	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783(直通)	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922(直通)	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0323(直通)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通)	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023(直通)	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661(直通)	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529(直通)	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 中小企業金融室	092-482-5448(直通)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-1755(直通)	沖縄

中小企業庁事業環境部財務課 Tel:03-3501-5803 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

この記事は中小企業庁ホームページに公開されており、中小企業庁の許可を受け掲載しています。

「e-Tax」なら国税に関する  
申告や納税、申請・届出などの  
手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

平成24年分は  
最高3,000円  
の税額控除<sup>※1</sup>

添付書類の  
提出省略<sup>※2</sup>

還付が  
スピーディ

所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**<sup>※</sup>できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

※1 平成19年から平成24年分の間でいずれか1回

※2 5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

## 法人会に入ろう!

